

監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 8年 7月 2日

松阪市監査委員 達 中 敏 治

松阪市監査委員 世 古 和 久

松阪市監査委員 野 呂 一 平

令和7年度定期監査結果報告書における「指摘要望事項」及び措置状況

多くの課に共通する事項

| 監査委員 指摘事項 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>○ 随意契約について、監査の実施時において指摘したところであるが、契約締結伺いに係る起案文書に適用条項や随意契約理由の記載がないもの、記載されている内容に誤りがあるもの、その他適切でない事務処理が見受けられた。地方公共団体の契約は地方自治法の規定により一般競争入札によることが原則とされており、随意契約は地方自治法施行令で規定する要件に該当する場合に限り認められる契約方法であることから、透明性及び公正性の確保を図るとともに、適正な運用に努められたい。</p> | <p>◆随意契約に係る事務処理の適正化を図るため、グループウェアの文書管理に格納している契約事務に係る事務取扱要領及びマニュアルの周知を徹底するとともに、契約締結伺いにおける適用条項及び随意契約理由の適正な記載について注意喚起を行う。</p> <p>また、新任係長研修において、随意契約を含む契約事務の基本的な考え方や起案時の留意点について周知した。</p> <p>なお、令和8年度にマニュアルの改定を進めており、改定後はインフォメーション等により全庁的に周知し、透明性及び公正性の確保に留意した適正な契約事務の徹底を図る。</p> <p>【指摘のあった課：地域振興課（嬉野・三雲）、環境課、清掃施設課、障がい福祉課、高齢者支援課、健康づくり課、文化課、土木課、松阪市民病院、上下水道部、生涯学習課、スポーツ課、選挙管理委員会事務局】</p> |
| <p>○ 業務委託契約において、当該契約条項に規定する業務完了報告書の提出が確認できないものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>◆業務委託契約における業務完了報告書の提出について、契約条項に基づき適切に履行及び確認が行われるよう、令和8年度に予定している契約事務に係る事務取扱要領及びマニュアルの改定において、業務完了報告書の提出及び確認に関する留意事項を追記する。</p> <p>また、マニュアルの改定後は、インフォメーション等を通じて全庁的に周知し、業務委託契約に係る適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>【指摘のあった課：飯高地域振興課、環境課、観光交流課、文化課、消防団事務局、生涯学習課、西部教育事務所、選挙管理委員会事務局】</p> |
| <p>○ 業務委託契約等において、物品及び業務委託契約執行規程に規定する物品役務完了検査調書の作成が確認できないもの、調書に不備があるものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>◆業務委託契約等における履行完了検査の実施及び物品役務完了検査調書の作成漏れを防止するため、令和8年3月にインフォメーションにより、検査の適正な実施及び検査調書の作成について周知を行った。</p> <p>また、適正な契約事務の執行を図るため、「松阪市契約規則」及び「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」を改正し、令和8年4月1日から、契約額にかかわらず関係帳票に検査結果を記録し、納入検査印を押印することにより、物品役務完了検査調書の作成を省略できる取扱いとした。</p> <p>今後も、改正後の取扱いについて周知徹底を図り、検査結果の記録及び確認を適切に行うことで、契約事務の適正な執行に努める。</p> <p>【指摘のあった課：介護保険課、保険年金課、松阪市民病院、教育総務課、スポーツ課】</p> |
| <p>○ 業務委託契約書の条項において、委託料は業務完了報告書による検査に合格した後に支払うことになっているにも関わらず、前金払されているものが見受けられた。委託料については、地方自治法施行令第163条の規定により前金払をすることができるが、前金払を必要とする場合は、契約条項との整合性を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>◆業務委託契約における委託料の支払方法について、地方自治法施行令第163条の規定に基づき前金払を行う場合には、契約条項と実際の支払方法との整合性を確保することから、現行の「乙は、第12条の規定による検査に合格したときは、甲の定める手続きに従い委託料の支払を請求するものとする。」との規定に、「ただし、仕様書等において別途支払方法を定めた場合は、この限りでない。」との規定を追記し、契約書及び仕様書等の記載内容に齟齬が生じないよう確認を徹底することで、適正な契約事務及び支払事務の執行に努める。</p> <p>【指摘のあった課：防災対策課、飯高地域振興課、観光交流課】</p> |

| | |
|---|--|
| <p>○ 「契約に関する文書」、「予算、決算及び出納に関するもので軽易なもの」及び「補助金の申請及び交付に関する文書」の保存年限は、文書管理規程により10年とされているが、5年保存としているものが散見された。また、適切に管理されていないものが見受けられた。公文書を適切に保存するとともに、適正な管理に努められたい。</p> | <p>◆ 文書保存期間について、文書管理規程（文書の保存期間、別表）を再確認し、新規簿冊を作成する際は、正しい保存期間を設定するよう周知徹底を図った。</p> <p>【指摘のあった課：【地域振興課（嬉野・飯南・飯高）、環境課、障がい福祉課、保護自立支援課、地域ブランド課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所、土木課、北部建設保全事務所、給食管理課、北部教育事務所】</p> |
| <p>○ 庁用自動車の運行日誌について、LoGo フォームによる入力が行われているが、前年度に引き続き、走行後メーター数の誤入力や入力漏れが見受けられた。庁用自動車管理規程に基づき、適正な管理及び事務処理に努められたい。</p> | <p>◆ 運転者および確認者双方が入力内容を相互に確認する体制を徹底し、入力後に日誌の内容点検を実施する。</p> <p>【指摘のあった課：【秘書課、地域振興課（嬉野・飯南・飯高）、環境課、高齢者支援課、こども家庭センター、文化課、住宅課、スポーツ課、給食管理課、議会事務局】</p> |

個別事項

| ◎秘書広報局 監査対象箇所 秘書課、広報広聴課 | | |
|------------------------------|-----|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 秘書課 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |

| ◎防災対策課 監査対象箇所 防災対策課 | | |
|------------------------------|-------|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 防災対策課 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |

| ◎企画振興部 監査対象箇所 経営企画課、市政改革課、情報システム課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、三雲、飯南、飯高）、地域住民課（嬉野、三雲、飯南、飯高） | | |
|---|------------------------|---|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 地域振興課 （嬉野、三雲、飯南、飯高） | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 地区集会所建設事業補助金交付申請書において、申請者の記入欄等に容易に書き直しが可能な筆記用具を使用しているものが見受けられた。 | 地域づくり連携課 | ◆ 申請書等の受付時には、容易に書き直しが可能な筆記用具を使用していないかの確認を徹底するよう課内で周知した。 |
| ○ 中山間地域活性化事業補助金について、実績報告書が年度経過後の提出になるものについては、当該年度内に履行確認を行う必要があるが、なされていないものが見受けられた。 | 飯高地域振興課 | ◆ 進捗管理と履行確認のスケジュールを徹底し、年度末時点での未確認案件が生じないように、併せて関係職員への周知を図り、補助金事務の適正な執行に努めた。 |

| ◎総務部 監査対象箇所 総務課、財務課、職員課、契約監理課、市民税課、資産税課、収納課、債権回収対策課 | | |
|--|-----|-------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| 特に述べることはない。 | | |

| ◎環境生活部 監査対象箇所 環境課、清掃事業課、清掃施設課、戸籍住民課、地域安全対策課、人権・多様性社会課 | | |
|--|-----------|--|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 環境課、清掃施設課 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 庁用自動車での出張において、旅行命令簿が作成されていないものが見受けられた。 | 清掃事業課 | ◆ 公用車での市外出張について確認し、旅行命令及び出張復命書を作成した。今後、作成漏れのないよう課内で周知した。 |

| ◎健康福祉部・福祉事務所 監査対象箇所 健康福祉総務課、障がい福祉課、保護自立支援課、介護保険課、高齢者支援課、保険年金課、健康づくり課、こども未来課、子ども発達総合支援センター、こども家庭センター | | |
|--|--|--|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 障がい福祉課、保護自立支援課、高齢者支援課、介護保険課、保険年金課、健康づくり課、こども家庭センター | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 保有する郵便切手の保管状況について、所属長が定期的に確認することになっているが、郵便切手等受払簿に所属長の確認がなされていないものが見受けられた。 | 健康福祉総務課 | ◆ 所属長が定期的（毎月末ごと）に受払簿個票を確認した上で押印することを徹底した。 |
| ○ 物品購入等における請求書において、納品確認日等の記入に容易に書き直しが可能な筆記用具を使用しているものが見受けられた。 | 介護保険課 | ◆ 容易に書き直しが可能な筆記用具の使用を控えるとともに、納品書・請求書の確認を複数人で行った。 |

| ◎産業文化部 監査対象箇所 商工政策課、観光交流課、企業誘致連携課、文化課、競輪事業課、地域ブランド課、農水振興課、林業振興課、農村整備課、北部農林水産事務所、西部農林水産事務所 | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 観光交流課、地域ブランド課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 商工団体補助金について、実績報告書が年度経過後の提出になるものについては、当該年度内に履行確認を行う必要があるが、なされていないものが見受けられた。 | 商工政策課 | ◆ 年度内に事業に係る関連資料を確認し、履行確認書を作成する。 |

| ◎建設部 監査対象箇所 建設総務課、土木課、建設保全課、住宅課、地籍用地課、都市計画課、営繕課、建築開発課、北部建設保全事務所、西部建設保全事務所 | | |
|--|-------------------|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 土木課、住宅課、北部建設保全事務所 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |

| ◎消防団事務局 監査対象箇所 消防団事務局 | | |
|------------------------------|--------|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 消防団事務局 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |

| ◎松阪市民病院 監査対象箇所 松阪市民病院 | | |
|--|--------|---|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 松阪市民病院 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 長期継続契約終了後の再契約は、債務負担行為を設定又は単年度契約とすべきであるが、再リース物品について、債務負担行為の設定がなく複数年度契約されているものが見受けられた。 | 松阪市民病院 | ◆ 長期継続契約及び債務負担行為に関する条例及び規則に基づき、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底を図った。 |

| ◎会計管理課 監査対象箇所 会計管理課 | | |
|------------------------|-------|-------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| 特に述べることはない。 | 会計管理課 | — |

| ◎上下水道部 監査対象箇所 上下水道部 | | |
|---|-------|--|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 上下水道部 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 旅行命令簿兼旅費内訳書において、旅行者の押印漏れが見受けられた。 | 上下水道部 | ◆ 旅行命令簿兼旅費内訳書の様式を見直すとともに担当者が毎月確認を行い押印漏れを防ぐよう努めた。 |
| ○ 公共下水道水洗化補助金及び利子補給金の請求書等において、日付の記載がなく、收受印も押印されていないものが見受けられた。 | 上下水道部 | ◆ 日付の記載、收受印の漏れがないようダブルチェックを行って、防止に努めた。 |

| ◎教育委員会事務局 監査対象箇所 教育総務課、学校教育課、学校支援課、子ども支援研究センター、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所 | | |
|--|---|--|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |
| ○ 放課後児童健全育成事業補助金交付要綱において、実績報告書は、補助事業が完了した後、速やかに提出しなければならないと規定されているが、5 ヶ月以上も経過して提出されている。また、当該年度内に履行確認がなされていないものが見受けられた。 | 生涯学習課 | ◆ 補助金の収支について適正な執行確認が迅速かつ的確に行えるよう、関係書類の提出及び審査について事務執行体制の見直しを図った。 |
| ○ 保有する郵便切手の保管状況について、所属長が定期的に確認することになっているが、郵便切手等受払簿が作成されていないもの、定期的に所属長に確認がされていないものが見受けられた。 | 生涯学習課、北部教育事務所 | ◆ 郵便切手等の運用の適正化を図るため、外局を含めた様式の統一を行い、所属長が毎月確認する運用を確立した。特に、公民館で使用していた「郵便切手等受払簿」には所属長の確認印を押す欄が設けられていなかったため、生涯学習課が主導し様式を統一する改善策を実施した。 |

| ◎議会事務局 監査対象箇所 議会事務局 | | |
|------------------------------|-------|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 議会事務局 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |

| ◎農業委員会事務局 監査対象箇所 農業委員会事務局 | | |
|------------------------------|----------|-------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| 特に述べることはない。 | 農業委員会事務局 | — |

| ◎監査委員事務局 監査対象箇所 監査委員事務局 | | |
|----------------------------|---------|-------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| 特に述べることはない。 | 監査委員事務局 | — |

| ◎選挙管理委員会事務局 監査対象箇所 選挙管理委員会事務局 | | |
|----------------------------------|------------|---------------------------------|
| 指摘要望事項 | 所属名 | 措置の状況 |
| ○ 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。 | 選挙管理委員会事務局 | ◆ 多くの課に共通する事項において記載した内容の措置を講じた。 |